

○第246回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（公開）

日時：令和3年8月23日（月） 10：00～11：48

議事概要

（1）動物用医薬品（ニタルソン）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、「ニタルソンは、これまで国内外においてADIの設定が行われておらず、遺伝毒性発がん物質であることが否定できず、毒性学的な閾値の設定はできないことから、評価の考え方<sup>注</sup>の3の（2）に該当する。本成分は、規格基準において「食品に含有されるものであってはならない。」とは規定されておらず、不検出として管理されていないことから、その食品健康影響は無視できる程度と考えることはできない」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

注：「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。）（参考資料2）

（2）暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定）における3（3）の評価の進め方について

審議の結果、評価の進め方として了解が得られ、一部修正の上、次回開催の肥料・飼料等専門調査会でも審議されることとなった。

\* ニタルソン：

七面鳥のヒストモナス症の治療及び予防に米国で使用されていた有機ヒ素剤で、現在は使用されていません。日本国内で動物用医薬品としての承認はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。